

令和6年

足立区選挙管理委員会
第12回定例会会議要録

- 1) 開会年月日 令和6年6月17日(月)
- 2) 会議時間 午前10時00分～午前10時30分
- 3) 場 所 足立区役所南館12階 1202会議室
- 4) 出席委員
- | | |
|-----------|---------|
| 委 員 長 | 芦 川 武 雄 |
| 職 務 代 理 者 | 古 野 香 織 |
| 委 員 | 針 谷 幹 夫 |
| 委 員 | 新 井 英 生 |
- 5) 事務局職員
- | | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 鳥 山 高 章 |
| 管 理 係 長 | 久 保 文 雅 |
| 選 挙 係 長 | 松 田 直 剛 |
| システム標準化 | |
| 担 当 係 長 | 高 城 直 人 |
| 管 理 係 主 査 | 下 山 洋 史 |
| 選 挙 係 主 査 | 齋 藤 雅 大 |
- 6) 傍 聴 者 3名

7) 会議要録

- 委員長 ただいまから第12回足立区選挙管理委員会定例会を開催します。
まず初めに第23号議案『在外選挙人名簿の抹消について』を事務局から説明願います。
- 事務局長 第23号議案『在外選挙人名簿の抹消について』説明。
- 委員長 このことについて何か質問はありますか。
- 全委員 なし
- 委員長 それでは第23号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手をお願いいたします。
- 全委員 (全員挙手)
- 委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。続きまして、
第24号議案『東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙における投票
管理者及び職務代理人、投票立会人の選任について』を事務局から説明
願います。
- 事務局長 第24号議案『東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙における投
票管理者及び職務代理人、投票立会人の選任について』説明。
- 委員長 このことについて何か質問はありますか。
- 古野委員 18歳からの投票立会人は、18歳のみを指しているのでしょうか。
- 管理係長 29歳までとなります。
- 古野委員 18歳から29歳までという事でしょうか。
- 管理係長 おっしゃる通りでございます。
- 古野委員 今回合計で何名いらっしゃるのでしょうか。
- 管理主査 今回の選挙に関しましては、33名の方に手を挙げていただいております。
1人で複数日從事いただくことが出来ますので、延べ人数で言いま
すと48名となります。
- 古野委員 いくつかお伺いしたいのですが、どういった経由でアクセスされる方

が多いのでしょうか。例えば、インターネットのホームページを見て応募された方が一番多いのか、大学等の周知啓発の中で知り応募されたのか、経路がどのような所にあるのかお伺いしたいと思います。その背景として、他の自治体でも18歳から29歳の若い方に参加してもらうために告知啓発して募集されている現状もあるので、何が効果的なのか気になりました。また、（18歳からの投票立会人は）前年度などに対して数や割合として増えているのか減っているのか、お伺いしたいと思います。

管理係長 募集の方法といたしましては、足立区で選挙権を得られた方、前回であれば20歳の方にお手紙を出させていただいております。また、申込フォームからもいただいている状況です。対象者の名簿を持っておりまして、対象者の方に毎回ご都合を聞いていて、出来る日にちで調整させていただいております。

選挙係長 投票所に、初投票済証がございます。その裏面に立会人の募集を記載させていただいておりますので、そこからのご案内もございます。

古野委員 基本的にはダイレクトメールや郵送で、投票済証でのご案内もあるとのこと、ウェブでの掲載はございますのでしょうか。

管理主査 ホームページでも募集をさせていただいております。

古野委員 私の周りにやってみたいという方が何人かおりましたが、どこに募集があったか分からずアナウンスが出来なかったのも、また募集がありましたらお知らせいただきたいと思います。

委員長 他に何かございますでしょうか。

新井委員 ホームページに応募を掲載する事で申込はどのくらいあるのでしょうか。

管理係長 謝金が出ますという事を出して、アルバイト感覚で応募される方もいらっしゃると思います。時期になると沢山応募がありますが、期日前投票所の場合には、立会人の枠が2席しかございませんので、全ての応募をなかなか叶えられない所がございますが、出来る限り応募いただいた方には従事いただきたく思っております。

新井委員 現状、応募いただいた方は、殆ど何処かに従事出来るようになっているのでしょうか。

管理係長 はい。出来る限り従事出来るようにしております。

針谷委員 謝金はどれくらい出るのですか。

選挙係長 前半と後半で分かれて従事される場合では、7千円から8千円。1日従事される場合は、1万5千円となります。

針谷委員 こういう制度を始めてから時間が経つと思いますが、従事された方の生末のような接触はあるのでしょうか。

管理係長 特に後追いは行っておりません。ただ、10日行いました街頭啓発については、名簿にお名前のある方には、お声がけさせていただいて、竹の塚や西新井でご参加いただいた方もおります。

委員長 他に何かございますでしょうか。

古野委員 公職選挙法が改正され、投票管理者や投票立会人の選任要件で住所要件が不要になったかと思います。改正の背景には、手が上がってこない等、現場を埋めるのが大変という事で総務省のホームページ等にもありますが、足立区においては足立区で賄えているのでしょうか。

管理係長 足立区では賄えている状況です。当日に体調不良の方もいらっしゃることもありますので、その場合でも埋め合わせが出来るようにして当日を迎えております。

委員長 他は大丈夫でしょうか。

針谷委員 表にある住所で、中央本町一丁目17番1号の住所の方は区職員で、そうでない方は区の職員でないとの認識でよろしいでしょうか。

事務局長 その通りです。

針谷委員 分かりました。

委員長 ありがとうございます。他に何かありますかでしょうか。それでは第24号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

- 委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。続きまして、報告第19号『会議等の日程について』を事務局から説明願います。
- 管理係長 報告第19号議案『会議等の日程について』説明。
- 委員長 このことについて何か質問はありますか。無いようでございますので、その他について何かございますでしょうか。
- 事務局長 2点ございます。先ずは選挙特報でございます。内容は例年と同じく当日投票所や住所別投票所、病院でも投票が出来るようなご案内が載っている選挙特報でございますが、今回は栗原三丁目については、栗原小学校から栗原北小学校に変更になりますので、この周知をすることや、都知事選挙と都議会議員補欠選挙を両方選挙出来るようになるのが、29日以降であるということ周知が必要で、これらを盛り込んだ選挙特報が6月20日までの都知事の告示日までには配布できる段取りとなっております。もう1点は、入場整理券でございます。こちら全戸配布で進めておりますけれども、こちらは19日の告示日の前日までに届くように郵便局に出して進めております。事務局からは以上となります。
- 委員長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。
- 針谷委員 前回の選挙で舎人第一小学校の投票所を増やしたことに、区民の声で、ここの投票所は不便であるので検討して欲しいとのことで、届いているかと思いますが、何通ほど届いてますか。
- 管理係長 2～3通程だったと思います。
- 針谷委員 前回、投票所が増えるとのことで賛成しましたが、わずか学校まで10メートルほどの方が、数百メートル離れた投票所まで行かなければならない方が出てきた。配慮してほしい声がありましたのでお伝えさせていただきました。
- 事務局長 これについては、ご自宅と学校の間で区割りがされた関係であり我々も承知しておりますが、基本方針の中にお示しさせていただいておりますが、町会や学区を前提に区分けしております。エリアの中で施設が端にある所もあり、不公平感があるかもしれませんが、数回選挙を重ねてさせていただいて票の動きなど見て、委員会にお諮りさせていただきたいと思います。
- 針谷委員 確かに道路の前に住んでいて、目の前ではなく少なくとも500メートル程離れた場所に行かなければならないのは不便だと思います。選挙区の割り方について、学区などではなく、臨機応変に考えるべきだと思います。中に

は、投票に行かなかった方もいらっしゃるとのことで考えるべきだと思います。

針谷委員 他に区民の声ですが、郵便投票証明書の登録者に、新たに要介護5に認定された介護被認定書をもって選挙管理委員会事務局に来なさいと通知があったとのことで、その方は、郵便投票するような人がなぜ区役所まで来なければいけないのかと思ったとのことでごもっともと感じました。これについては、公選法や施行規則に定められている話だと思いますが、矛盾する話だと思います。その方の話では事務局としては、都選管なり総務省にこの制度は改善すべきだと上げていると伺ったのですが、その通りですか。

事務局長 おいでいただくのは大変な部分もあるかと思いますので、変えられるものについては、変えてほしいとお伝えいたしました。

針谷委員 提案ですが、委員会としてこう言う制度は変えてほしいと議決をしてあげることはいかがでしょうか。制度が変わる事で、要介護5の方々の投票率をあげることに繋がると思います。

事務局長 事務的なお話だけでございますが、全選連でまとまって手を挙げて、全選連という組織を通して要望をすることでも、意味合いは同じになるかなと思います。

針谷委員 同じであれば良いのですが、決定権は選挙管理委員会にあるので、事務局から全選連に意見をあげるだけでなく、足立区選挙管理委員会として制度改正についても議決をするというのはより強力になるのではないかと思います。

事務局長 そういう手続きであれば、我々は委員会として決定があったことについて連絡等させていただきたいと思います。

新井委員 全選連を通す必要はあるのでしょうか。

事務局長 今までそういう流れでやってきたことだけでございます。

新井委員 特に決まりは無いですね。

事務局長 ただ、全国の選挙管理委員会が要望することによって話を通るものでもあるのかなと思います。

新井委員 年1回の総会の時に各選管から要望が集められて、それを全選連として総務省にあげられる話なので、年1回しか機会が無いのではないですか

事務局長 1回全選連に挙げて、それを全選連の内部会議であげるかどうか揉んでいくこととなりますが、郵便投票については、毎回話題になる話であり、どの自治体も抱えている問題だと思いますが、我々もあげていきたいと思います。

針谷委員 東京支部としてあげるのも効果的かと思います。23区が集まって意見をあげるかどうか決める事になるかと思いますが、手続きなど調べたいと思います。

委員長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。無いようですので、第12回足立区選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

終了時刻 午前10時30分